



あか とし 赤ちゃん、こども、年を とった人のための サービス

●こどもたち

1. こどもが いる人が もらうことが できる お金
①児童手当(所得制限<お金を たくさん もっている人は もらうことが できない>が
あります)
赤ちゃんから 中学校を おわる 前の こどもを 育てている人が もらうことが できます。
②児童扶養手当(所得制限が あります)
ひとりで こどもを 育てている人は もらうことが できます。障害がある 親も もらうこと
が できます。
③特別児童扶養手当(所得制限が あります)
19歳までの こどもが 障害が あるとき そのこどもの 親は もらうことが できます。
親の かわりに 育てている人も もらうことが できます。
④障害児福祉手当(所得制限が あります)
たいへんな 障害を もつ 19歳までの こどもは もらうことが できます。
こども支援課 電話 079-221-2312

2. 保育所と 認定こども園
親が 働いている こどもは 保育所へ 行くことが できます。 認定こども園は 親が 働いて
いない 家の こどもも 行くことが できます。
保育所と 認定こども園のことは こども保育課に 聞いて ください。
こども保育課 電話 079-221-2313

あか とし 赤ちゃん、こども、年を とった人のための サービス



●障害がある人(こども)が 受けることができる 助け

1. 障害者手帳<障害の ある人が もつ ノート>について
体に 障害が ある人は 「身体障害者手帳」を もらうことが できます。こどものころから
おぼえる力や 考える力が 少なく 生活がしにくい 障害の ある人は 「療育手帳」、心の
病氣のために 生活がしにくい 障害の ある人は 「精神障害者保健福祉手帳」を もらうこと
が できます。
2. 在宅福祉サービス<家などで 受けることができる 助け>
・ホームヘルパー<手伝ってくれる人>が 家に 来ます
・ショートステイ<少しの間 障害の ある人の 助けが ある ところで くらす>
3. 障害者施設<障害の ある人の 助けが ある ところ>
市役所の 障害福祉課<障害が ある人(こども)が 受けることができる 助けの かかり>で
相談することが できます。

しょうがいふくし か でんわ
障害福祉課 電話 079-221-2305



●高齢者<年をとった人>が 受けることが できる 助け

1. 在宅福祉サービス<家で 受けることが できる 助け>(介護サービスを 受けることが できない人)

・ホームヘルパー<手伝ってくれる人>が 家に 来てくれます

・デイサービス<お昼の 間だけ 行くことが できる 場所>

高齢者支援課<年をとった人が 受けることが できる 助けの かかり> 電話 079-221-2306

2. 養護老人ホーム<生活の 助けを 受けながら みんなで すむ ところ>へ 入りたいとき

養護老人ホームについて 相談が あるときは 高齢者支援課に 聞いて ください。

(所得制限<お金を たくさん もっている人は 入ることが できない>)が あります)

高齢者支援課 電話 079-221-2306

3. 介護・福祉<年をとった人が 受けることが できる 助け>について

相談するときは 地域包括支援センターに 聞いて ください。あなたの 家の 近くに あります。

白鷺・琴陵地域包括支援センター 電話 079-221-8600

城乾・東光地域包括支援センター 電話 079-289-1703

安室地域包括支援センター 電話 079-291-5757

高岡地域包括支援センター 電話 079-298-2226

山陽地域包括支援センター 電話 079-283-1511

書写・林田地域包括支援センター 電話 079-266-5885

大白書地域包括支援センター 電話 079-267-3929

花田・城山地域包括支援センター 電話 079-253-8178

四郷・東地域包括支援センター 電話 079-252-8009

増位・広嶺地域包括支援センター 電話 079-225-6766

北地域包括支援センター 電話 079-264-6153

灘地域包括支援センター 電話 079-247-3355

大的地域包括支援センター 電話 079-254-3811

飾磨西地域包括支援センター 電話 079-240-6528

飾磨地域包括支援センター 電話 079-231-4302

広畑地域包括支援センター 電話 079-236-8114

大津地域包括支援センター 電話 079-236-3170

朝日地域包括支援センター 電話 079-273-1610

網干地域包括支援センター 電話 079-272-6936

家島地域包括支援センター 電話 079-325-0780

夢前地域包括支援センター 電話 079-336-3711

香寺地域包括支援センター 電話 079-232-3377

安富地域包括支援センター 電話 0790-66-4357

●病院で 払う お金を 助けます

1. 年をとった人

姫路市に 住んでいる 65歳から 69歳までの人 (後期高齢者医療制度<75歳以上 の人が 病気のとき 安心

して 病院に 行くことができるための 方法>の人は もらえません)を 助けます。 医療保険<病気のとき

安心して 病院に 行く 方法>が あります。(所得制限<お金を たくさん もっている人は もらうことが

できない>)が あります)

2. 赤ちゃんや 小さい こども

小学3年生までの こどもを 助けます。医療保険が あります。(3歳以上の人は 所得制限が あります)

3. こども

小学4年生から 中学3年生までの こどもを 助けます。医療保険が あります。(所得制限が あります)

4. 母子家庭<母と 子しか いない 家>など

母子家庭<母と 子しか いない 家>の 母と 子や 子だけを 助けます。父子家庭<父と 子しか いない

家>の 父と 子や 子だけを 助けます。親が 死んだ 子を 助けます。医療保険が あります。

(所得制限が あります)

5. 障害がある人

たいへんな 障害がある人 [身体障害者手帳(1級と 2級)、療育手帳(A)、精神障害者保健福祉手帳(1級)を

持っている人] を 助けます。医療保険が あります。(所得制限が あります)

地域福祉課 電話 079-221-2307

●介護保険制度<年をとった人を 助ける 方法>

介護保険<年をとった人を 助ける 方法>に 入っている人が お金を 出して 介護<年をとった人が

受けることが できる 助け>が 必要になった人を 助けます。

1. 加入者(被保険者<介護保険に 入る人>)

3か月以上 日本に いる外国人は 介護保険に 入ります。65歳より 年をとって いる人や 40歳から

64歳までの 医療保険<病気のとき 安心して 病院に 行く 方法>に 入っている人です。

2. 介護を 受けたとき

市役所に 申し込んで ください。要介護認定や 要支援認定<年をとった人が 受けることが できる

助けの しるし>を もらったあと 介護をしてくれる 会社に たのんで ください。

3. 払う お金

介護の お金の 10% または 20%を 払って ください。

残りの お金は 介護保険から 出ます。

介護保険課<年をとった人を 助ける 方法の かかり> 電話 079-221-2445